

社会福祉法人伊達福祉会役員に 対する日当及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人伊達福祉会役員(以下「役員」という。)の費用弁償並びにその支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(日当の額)

第2条 理事・監事の日当(以下「日当」という。)の額は、勤務1日につき(3,300円)とする。
評議員は各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
なお、所得税を預かる。

(役員である者の特例)

第3条 役員でかつ、社会福祉法人伊達福祉会の職員である者に対しては、当該職員の休日に活動においてのみ役員としての日当を支給します。

(費用弁償)

第4条 役員が業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。 2 費用弁償の額は、伊達保育園旅費規程別表の区分1を摘要する。

(旅行命令)

第5条 役員の旅は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることのできる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員の日当及び費用弁償の支給方法については、伊達保育園職員の例による。

付 則 この規程は、平成30年6月23日より施行する。